

(お知らせ)

仮設焼却施設及び仮設資材化施設の起工式について (飯舘村蕨平地区)

平成 26 年 10 月 20 日

環境省福島環境再生事務所

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

指定廃棄物対策担当参事官室

このたび、飯舘村蕨平地区に設置する仮設焼却施設及び仮設資材化施設について、造成工事に必要な準備が整ったことから、10月23日(木)に起工式を実施しますのでお知らせします。

仮設焼却施設では、飯舘村内の可燃性廃棄物に加え、飯舘村外5市町で発生した農林業系廃棄物及び下水汚泥の処理を行います。

村外5市町の処理については、福島県内の放射性物質に汚染された農林業系廃棄物等を集約処理する初めての事業となります。

1. 概要

放射性物質による汚染に対処するために制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」において、同法に定める対策地域内廃棄物及び指定廃棄物の処理は国が実施することとされています。

今般、飯舘村蕨平地区に設置する仮設焼却施設及び仮設資材化施設については、造成工事に着手することから起工式を実施することとなりました。

飯舘村蕨平地内に設置する仮設焼却施設(1日の処理能力240トン)及び仮設資材化施設(1日の処理能力10トン)では、飯舘村内並びに飯舘村外の5市町で発生した廃棄物の減容化処理を行います。

仮設焼却施設では、飯舘村内の可燃性廃棄物の減容化処理に加え、村外5市町の農林業系廃棄物及び下水汚泥の処理も行うものであり、福島県内の放射性物質に汚染された農林業系廃棄物等を集約処理する初めての事業となります。

仮設資材化施設では、焼却灰及び除去土壌からセシウムを分離させ再生利用可能な資材を生成する実証事業を行います。

1. 施設概要

設置場所：福島県相馬郡飯舘村蕨平地内

(1) 仮設焼却施設

処理能力：240 トン/日 (120 トン×2 炉)

処理対象物：①飯舘村内で発生した除染廃棄物、家屋解体廃棄物、
片付けごみ (約 140,000 トン)

②福島市、伊達市、南相馬市、川俣町、国見町で発生した
農林業系廃棄物及び下水道汚泥 (約 70,000 トン)

処理見込量：約 210,000 トン

(2) 仮設資材化施設

処理能力：10 トン/日

処理対象物：①仮設焼却施設で生じた焼却灰 (約 500 トン)

②飯舘村で生じた除去土壌 (約 500 トン)

処理見込量：約 1,000 トン

2. 起工式

日時：平成 26 年 10 月 23 日(木) 午前 11 時～

会場：福島県相馬郡飯舘村蕨平地内 (別紙案内図のとおり)

3. 取材について

当日、現地において、以下のとおり取材を受け付けます。取材に際しては、安全確保のため、指定のエリアにて撮影取材等をいただきますようお願いいたします。

また、取材に際しては現地担当者の指示に従っていただくとともに、記者証または社名入りの腕章の着用をお願いします。

日程については予定であり、変更・中止されることがありますのでご了承ください。

日時：平成 26 年 10 月 23 日(木) 午前 11 時～

会場：福島県相馬郡飯舘村蕨平地内

(別紙案内図のとおり)

※取材の事前登録は不要です。

(取材を希望される場合は、午前 10:50 までに受付にて申し込みをおねがいします。)

<問い合わせ先>

(仮設焼却施設に関すること)

環境省福島環境再生事務所減容化施設整備課

電 話：024-563-6954

課 長：小島 啓之

課長補佐：境 道啓

(仮設資材化施設に関すること)

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

指定廃棄物対策参事官室

電 話：03-3581-2788

課長補佐：岸田 秀

課長補佐：松川 努

現地 ご案内図

